

石垣市長選挙ポスター掲示場設置等業務仕様書

- 1 委 託 名 石垣市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託
- 2 業 務 概 要 市長選におけるポスター掲示場の設置、維持管理及び撤去業務
- 3 契 約 期 間 契約締結日から選挙期日の5日後まで
- 4 設 置 場 所 石垣市内一円 135ヶ所 ※別紙のとおり
- 5 設 置 期 日 道路使用許可日以降から告示日5日前まで
- 6 維 持 管 理 設置完了日から選挙期日まで
- 7 撤 去 期 間 選挙期日の翌日から5日間
- 8 規格及び構造 別添図のとおり(注意書表示も含むこと)
- 9 材 質 掲 示 板 :厚さ3mm程度のアルミ製
足 場 :掲示板を支える強度のものを使用すること
ラ イ ン :太さ 概ね1cm
- 10 そ の 他
 - ・ 掲示場は、強風、豪雨に耐えうるような構造で設置すること。
 - ・ 掲示板の区画ライン及び区画番号は黒色。ラインは概ね1cmの線であること。
 - ・ 掲示板の区画の番号は、上段右端から左端まで、続いて下段右端から左端まで、順次一連番号を表示する。
 - ・ 掲示板の区画の番号は正確に記載すること。
 - ・ 注意書欄には注意書表示をすること。
 - ・ 掲示板の注意書の下部余白に一連番号を付すること。
 - ・ 掲示板設置の際は、可能な限り所有者・占有者・管理者等に設置の旨を告げることとし、その方法は、選挙管理委員会の指示による。
 - ・ 設置場所の塀、フェンス、ガードレール等、既存の工作物、植込等を損傷しないよう、最善の方法で設置すること。万が一、それらの物を損傷した場合は直ちに修復すること。
 - ・ 設置後に、ゴミ・針金等を残さないように注意すること。
 - ・ 掲示場は、歩行者及び通過車両等の視野を妨げないように設置すること。
 - ・ 掲示場は、針金等により通行人へ害を及ぼさないように設置すること。
 - ・ 掲示場を設置したときは、設置完成状況の写真を提出すること。
 - ・ 掲示場設置、維持管理及び撤去作業に従事する作業員について、労働災害補償保険に加入すること。
 - ・ 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に対する補償を担保するため、受注者において対人及び対物の保険に加入しておくこと。
 - ・ 掲示場設置後に設置場所の変更が生じた場合は、指示した場所に移設すること。移設費用は契約金額に含む。
 - ・ 自然災害によりポスター掲示場を撤去及び再設置する必要がある場合は、受託者は対処に応じること。その費用については、双方協議し、変更契約を締結する。
 - ・ 掲示場は、投票日の翌日から直ちに撤去し(5日以内)、撤去後の掲示板にはられているポスター等は候補者等の顔・氏名等が不特定多数の市民の目に触れることがないように受託者が処分すること。
 - ・ 掲示場撤去後は、設置していた場所を原状に復し、撤去後状況の写真を提出すること。
 - ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議しその指示に従うこと。